

健全な事業所運営を継続するための通常の事業の実施地域の設定について

- 物価高騰により訪問や送迎に係る燃料費が経費を押し上げている事業所も多いのでは
- 通所介護、通所リハビリの介護報酬には送迎に係る体制を取るための費用が含まれているため、送迎を実施しない場合は減算となります
- 介護報酬に見合った通常の事業の実施地域を設定することが、健全な事業運営の基礎でもあります（経営に余裕がなければ無理をしてサービス提供しなくてもよい＝断るには理由が必要）
- 介護保険制度上では、通常の事業の実施地域を超える場合は送迎費の実費を請求することが可能です（重要事項として説明書への記載・説明を行っても、実際に請求するかは適正な判断基準の元、事業所の判断で可能（この人はもらう、この人はもらわないの適正な基準））
- 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算についても、「通常の事業の実施地域を超えて、」との条件があります（**通常の実施地域に規定することで加算の算定が可能です**）
- 「通常の事業の実施地域」は適切なサービスを提供する（経営を維持する）基準ですので、**地域を限定しても、これを超えての利用者の受け入れを不可とするものではありません**

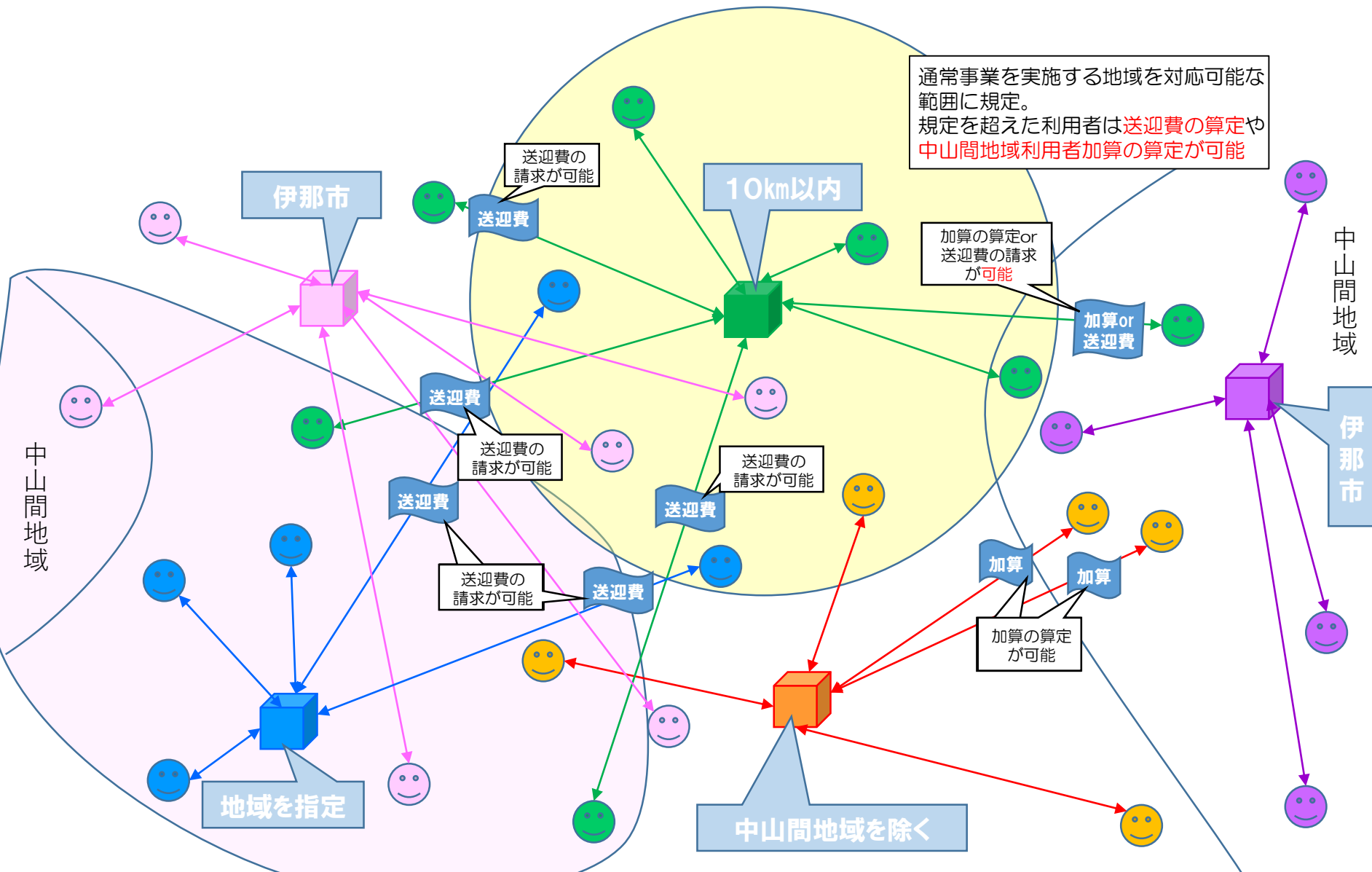
※**実施地域外の利用者にもサービス提供は可能**です（地域密着型は原則伊那市内に限る）。

- 地域指定のメリット・デメリット

メリット：利用者の地域が集約され送迎の効率化が図られる、訪問の時間が短縮できる

デメリット：利用者の申し込みが減る、送迎費がかかる＝高いというイメージ

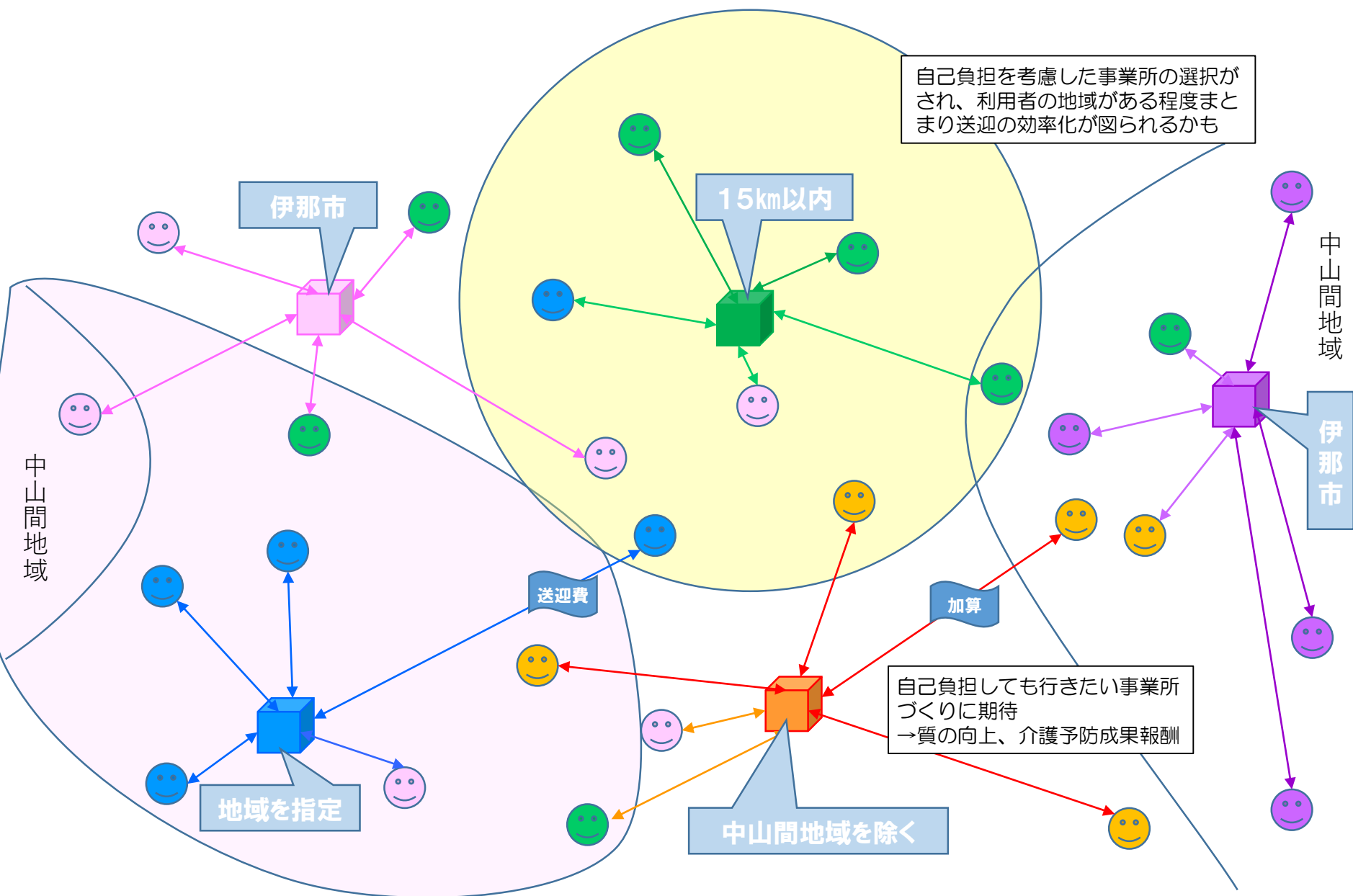
※送迎費の設定は必須ではありません。請求するためには通常の実施地域外である必要があります。



指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

第24条3項 指定地域密着型通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用



伊那市の中山間地域等・・・高遠町全域、長谷全域、横山、平沢、小屋敷、上新山

変更する場合のお願い

※変更は積極的に求めるものではありません

- 伊那市としては、日常生活圏域を施設整備の基準としているため、**原則として事業所が所在する日常生活圏域は最低でも通常の実施地域とする**ようお願いします

日常生活圏域：第一圏域（竜西・西箕輪）、第二圏域（竜東・美篤・手良）、
第三圏域（東春近・西春近・富県）、第四圏域（高遠町・長谷）

（例）「伊那市のうち介護保険事業計画に定める第1・2・3圏域」「伊那市（中山間地域を除く）」「伊那市（事業所より概ね15kmの範囲）」など

- 利用者確保の視点も重要ですので、設定にあたっては収支と併せ、現利用者の状況と変更後の効果影響について十分ご検討ください
- 地域限定の設定をしても選ばれる施設として広く市内全域の受入れをしていただきたいのが本音です。枠に余裕があれば通常地域外も積極的な受け入れをお願いします。
- 運営規定に記載することが定められているので、変更する場合は変更届が必要です**（変更届に運営規定を添付）
- 契約書又は重要事項説明書にも通常の実施地域についての記載がある場合は、必要な改定を行い、既契約者へ必要に応じて周知説明を行ってください
- 新たに中山間地域の利用者に対する加算及び送迎費の実費負担を設ける場合は、重要事項説明書の改訂と、対象となる地域の利用者に対しては説明を行い同意を得てください
- 利用者のため負担が増えないようにとの温かい想いをお聞きますが、事業所の健全な経営があってこそ、市民のサービス提供体制が確保されるものと思います

～伊那市介護保険事業のためにも、魅力ある事業所運営の維持をよろしくお願いします～